

21高契第 4 号  
平成21年6月29日

高浜市入札監視委員会

委員長 児 玉 善 郎 様  
委員 丹 羽 重 則 様  
委員 松 井 勝 彦 様  
委員 吉 田 利 美 様

高浜市長 森 貞 述

高浜市入札・契約制度に関する意見について（回答）

平成21年5月18日付けで意見具申をいただきました標記については、下記のとおりです。

#### 1 競争性の確保

(1) 建築工事案件について、参加可能業者が7者又は9者あるにもかかわらず、2者又は3者と応札業者数が少ない状況が少なからず見受けられる。また、一般競争入札にあっては、応札業者が1者という案件が見受けられる。

このため、今後は公正な競争性を確保できるように、業界紙等による情報提供等、引き続き周知徹底に努めることを要する。

(回答) 市ホームページ、あいち電子調達共同システムに入札案件の情報を掲載するとともに、業界新聞にも入札案件の事前情報の提供をするなど、周知に努めてまいります。

(2) コンサル業務においては、引き続き案件にふさわしい実績のある業者の参入に配慮しながら、新規業者の参入も得られるように、指名業者選定に当たって検討を要する。

(回答) 設計、調査、測量等の委託業務に係る指名業者選定に当たっては、高浜市指名競争入札参加者選定規程に基づく地理的条件、技術的適性に留意するとともに、過去の請負実績あるいは応札実績等を参考とし、引き続き公平性を持って業者選定を行ってまいります。

## 2 品質の確保

低入札調査基準価格の金額に該当しない工事で低価格で落札した工事が見受けられる。工事完了後の品質は確保されており、特段の問題がないことを確認した。今後も、低価格で落札された案件については品質を確保する観点から、監督、検査を十分行うとともに、金額にかかわらず設計内容によっては、最低制限価格の設定をする等の検討を要する。

(回答) 最低制限価格の設定については、高浜市契約規則第15条の規定に基づき、補助事業を対象に設定してまいりましたが、さらにその周知徹底を図るとともに、品質の確保については、今後も高浜市公共工事監督要領、高浜市公共工事検査要領等に基づき厳正に執行してまいります。

## 3 地元企業の受注機会の確保

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律に基づき、引き続き地元企業者への受注の機会の増大を図るよう努めることを要する。

(回答) 工事の条件付一般競争入札参加資格基準については、毎年度、基準の見直しを実施いたしており、品質確保及び地元企業の育成を軸として設定しております。

## 4 予定価格の事前公表

予定価格の事前公表については、「予定価格が目安となって競争が制限され価格が高止まりになること、建設業者の見積り努力を損なわせること、談合が一層容易に行われる可能性があること」との指摘がある。その点について、当委員会において検討したが、高浜市においては、これまでに適正な競争を阻害するようなことが生じていないことが確認できた。さらに、予定価格を事前に公表することにより、不正な入札の抑止や予定価格の漏洩等の不正行為の防止、入札不調の減少による適切な発注時期の確保並びに複数回数の入札による入札参加者及び発注者の負担の軽減が確認できている。以上のことから、当委員会としては引き続き事前公表を行うことが妥当であると判断する。

(回答) 予定価格の公表については、いただきましたご意見のとおり、事前公表を行ってまいります。